

墨田区立公園条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

健康増進法の改正及び東京都子どもを受動喫煙から守る条例の制定に鑑み、公園利用者の望まない受動喫煙を防止する観点から、全ての区立公園及び児童遊園を原則禁煙とするため、墨田区立公園条例の一部を改正する。

2 改正内容

行為の制限に「喫煙をすること（区長が別に定める場所を除く。）」を加える。

3 施行期日

令和2年4月1日